

令和 7 年（措）第 1 号

排 除 措 置 命 令 書

新潟市江南区曙町五丁目 1 番 3 号

株式会社アグロジャパン

同代表者 代表取締役 浅 見 毅

岩手県花巻市卸町 6 6 番地

小田島商事株式会社

同代表者 代表取締役 小田島 隆

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文及び理由中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 株式会社アグロジャパン（以下「アグロジャパン」という。）及び小田島商事株式会社（以下「小田島商事」という。）の 2 社（以下「名宛人 2 社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 山形県が発注する豚熱ワクチンについて、名宛人 2 社及び MP アグロ株式会社（以下「MP アグロ」という。）の 3 社（以下「3 社」という。）が、遅くとも令和 2 年 9 月 1 8 日頃以降共同して行っていた、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめていることを確認すること。
 - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、山形県が発注する豚熱ワクチンについて、受注予定者を

決定せず、自主的に受注活動を行うこと。

- 2 名宛人2社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、相互に通知するとともに、山形県に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 名宛人2社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、山形県が発注する豚熱ワクチンについて、受注予定者を決定してはならない。
- 4 名宛人2社のうちアグロジャパンは、次の(1)の事項を行うために必要な措置を、小田島商事は、次の(1)及び(2)の事項を行うために必要な措置を、それぞれ、講じなければならない。この措置の内容については、前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
 - (1) 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成並びに自社の役員及び従業員に対する周知徹底（アグロジャパンにあっては当該行動指針の自社の役員及び従業員に対する周知徹底）
 - (2) 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての、自社の役員及び従業員に対する定期的な研修
- 5 名宛人2社は、それぞれ、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 名宛人2社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、山形県の区域において豚熱ワクチン等の卸売業を営む者である。

イ 名宛人以外のMPアグロは、北海道北広島市大曲工業団地六丁目2番地

13に本店を置き、山形県の区域において豚熱ワクチン等の卸売業を営む者である。

(2) 山形県による豚熱ワクチンの発注方法等

ア 山形県は、令和2年9月11日に同県が農林水産省から豚熱ワクチンの接種推奨地域に指定されたことを受けて、令和2年度以降、豚熱ワクチンを年度ごとに調達している。

イ 山形県は、令和2年度に調達する豚熱ワクチンについては、令和2年9月16日頃以降、各総合支庁（村山総合支庁、最上総合支庁、置賜総合支庁及び庄内総合支庁をいう。以下同じ。）において、3社に対し、見積り合わせを実施することを通知した上で、1ドース当たりの見積価格を提示させ、予定価格の制限の範囲内で最も低い見積価格を提示した者（当該者が複数の場合は、当該者を対象に実施するくじ引きで決定した者）を受注者とし、契約締結日から令和3年3月31日までを契約期間とする単価契約を当該受注者と締結し、当該受注者から調達していた。

ウ 山形県は、令和3年度以降に調達する豚熱ワクチンについては、農林水産部畜産振興課において一括して一般競争入札を実施し、次の(ア)及び(イ)の方法により受注者を決定し、契約締結日から翌年3月31日までを契約期間とする単価契約を当該受注者と締結し、当該受注者から調達していた。当該一般競争入札に参加した事業者は、3社のみであった。

(ア) 令和3年度に調達する豚熱ワクチンについては、令和3年2月24日に入札公告を行った上で、1ドース当たりの単価を入札価格とし、予定価格の制限の範囲内で最も低い入札価格を提示した者を受注者とする。

(イ) 令和4年度以降、各年度に調達する豚熱ワクチンについては、調達する年度の前年度の2月又は3月に入札公告を行い、20ドース入りのバイアルの調達予定数量及び50ドース入りのバイアルの調達予定数量を入札公告で示した上で、20ドース入りのバイアル当たりの単価及び50ドース入りのバイアル当たりの単価のそれぞれを入札価格とし、予定価格の制限の範囲内であって、かつ、それぞれの入札価格に入札公告で示したそれぞれの調達予定数量を乗じて得た額の合計額が最も低くなる入札価格を提示した者を受注者とする。

2 合意及び実施方法

3社は、遅くとも令和2年9月18日頃以降、山形県が発注する豚熱ワクチ

ンについて、受注価格の低落防止を図るため

(1)ア 受注予定者を決定する

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

(2)ア 令和2年度に調達される豚熱ワクチンについては、3社のうち小田島商事及びMPアグロの2社（以下「特定2社」という。）を受注予定者とした上で、特定2社それぞれが各総合支庁に提示する見積価格を同じ価格として、かつ、アグロジャパンが各総合支庁に提示する見積価格を特定2社よりも高くすることによって、各総合支庁において実施される前記1(2)イ記載のくじ引きにおいて、受注予定者のうちいずれか1社が受注できるようにする

イ 令和3年度に調達される豚熱ワクチンについては小田島商事を、令和4年度に調達される豚熱ワクチンについてはアグロジャパンを、令和5年度に調達される豚熱ワクチンについてはMPアグロを、それぞれ受注予定者とし、受注予定者が提示する入札価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた入札価格より高い入札価格を提示することにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

3 実施状況

山形県が発注する豚熱ワクチンの全てについて、3社は、前記2により、受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力し、受注予定者が受注していた。

4 前記2の行為の取りやめ

MPアグロが、令和5年11月1日、名宛人2社に対し、今後、前記2(1)の合意に基づく行為を行わない旨通告したことを契機として、名宛人2社は、同日以降、同合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている。

第2 法令の適用

前記事実によれば、3社は、共同して、山形県が発注する豚熱ワクチンについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、山形県が発注する豚熱ワクチンの取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するもの

である。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、名宛人2社については、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が自主的に取りやめられたものではないこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、名宛人2社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和7年3月13日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 古 谷 一 之

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

委員 吉 田 安 志

委員 泉 水 文 雄

別紙

番号	用語	定義
1	豚熱ワクチン	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項の表20の項に規定する豚熱の発生を予防するために豚に接種するワクチン
2	ドース	ワクチンの1回分の接種量
3	バイアル	ワクチンを保管するために用いられるガラス製の瓶にゴムで栓をした容器